

公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程（以下「就業規程」という。）第35条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

- 2 給料は、給料月額とする。
- 3 諸手当は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 管理職手当
 - (2) 扶養手当
 - (3) 住居手当
 - (4) 通勤手当
 - (5) 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当
 - (6) 管理職員特別勤務手当
 - (7) 期末手当及び勤勉手当

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職員給料表（別表第1）
- (2) 学芸員給料表（別表第2）
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その基準は別表第3のとおりとする。
- 3 理事長は全ての職員の職を第1項に規定する給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により、職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格及び昇給等の基準)

- 第4条 新たに職員となった者の号給は、別表第4に定める初任給基準表を基準として、その者の学歴、免許、資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。
- 2 職員を昇格させる場合は、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。
 - 3 職員を降格させる場合は、その者の属する職務の級を下位の職務の級に決定する。
 - 4 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合の号給は、その異動後の職務に応じ、決定する。
 - 5 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 7 55歳に達した日以降直近の3月31日を超えて在職する職員の昇給は、第5項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行われなければならない。
- 10 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程(以下「職員就業規定」という。)第45条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)に、職員就業規定第17条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員就業規定第17条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与の支給)

第5条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 給料及び第2条第3項第1号から4号及び第6号に定める手当は、その月の月額的全額を毎月21日に、同項第5号に定める手当はその月の分を翌月の21日に支給する。ただし、21日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下、この項及び次項において「休日」という。)、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。
- 3 第2条第3項第7号に定める手当は、6月30日及び12月10日(以下、この項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が休日、土曜日又は日曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、土曜日又は日曜日でない日に支給する。

第6条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給す

るとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から土曜日、日曜日又は割り振られた勤務時間の振替によって勤務を要しなくなった日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 5 給与は直接現金で支払うものとする。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(管理職手当)

第7条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき理事長が別に指定する職にある者に対し支給する。

- 2 管理職手当の支給を受ける職員が月の初日から末日まで勤務しなかった場合、管理職手当は支給しない。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を扶養親族届(第1号様式)により届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の

経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 7 第2項に掲げる者のうち、次に掲げる者は扶養親族としない。
 - (1) 他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - (2) その者の勤労所得、資産所得、年金所得等の合計額が、年額130万円以上であると見込まれる者

(認定)

- 第9条 扶養手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。
- 2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を扶養手当認定簿（第2号様式）に記載するものとする。

(準用規定)

第10条 第9条第6項の規定は、第12条住居手当及び第14条通勤手当について準用する。

(住居手当)

- 第11条 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、その家賃（使用料を含む。）を支払っている職員又はその所有にかかる住居に居住している職員で世帯主であるものに、別表第5より住居手当を支給する。
- 2 新たに職員となった者で前項の要件を具備している者及び新たに前項の要件を具備するに至った職員は、住居届（第3号様式）に当該要件を具備していることを証明する書類を添付して届け出なければならない。住居届の内容に変更があった場合も同様とする。
 - 3 家賃には、次に掲げるものは含まない。
 - (1) 共益費
 - (2) 電気・ガス・水道等の料金

- (3) 権利金・敷金・礼金・保証金その他これらに類するもの
- (4) 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料
- (5) 2台目の駐車場料金

駐車場を併せて借り受けた場合の当該駐車場の賃借料は1台分に限り家賃に含まれる。なお、1台分は無料という場合に2台目の駐車場を有料で借りる場合は、すでに1台分の駐車場は確保されているので、2台目の駐車場料金を家賃に含めることはできない。

4 家賃の額が明確でない場合における家賃の額に相当する額は、次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合
その支払額の100分の40に相当する額
- (2) 居住に関する支払額に電気・ガス又は水道の料金が含まれている場合
その支払額の100分の90に相当する額
- (3) 共益費が家賃に含まれている場合は、貸主に当該共益費分を確認し、家賃額から控除した額を手当の算定基礎とする。なお、共益費分が、家賃額から分割不可能である場合は、当該家賃額の100分の90に相当する額をもって手当の算定基礎とする。
- (4) 家賃が年間契約の場合は、年額を12で除して得た額を家賃の月額とする。

(認定)

第12条 住居手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を住居手当認定簿（第4号様式）に記載するものとする。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関等を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
 - (2) 通勤のため、自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、別表第6の区分に応じ支給する。
 - 3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月に支給する。
 - 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた

場合は、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1か月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては1箇月）をいう。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 7 新たに職員となった者で第1項の要件を具備する者及び新たに第1項の要件を具備するに至った職員は、通勤届（第5号様式）によりその通勤の実情をすみやかに届け出なければならない。通勤届の内容に変更を生じた場合も同様とする。
- 8 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しなかった場合は、通勤手当は支給しない。

（認定）

第14条 通勤手当の認定において、認定権者は、当該要件を具備していることを証明する書類の提出を求めて審査し、認定及び支給額を決定するものとする。

- 2 認定権者は、前項の認定及び支給額の決定を行ったときは、その認定及び決定に係る事項を通勤手当認定簿（第6号様式）に記載するものとする。

（時間外勤務手当）

第15条 所定の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられた職員には、所定の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する1時間当たりの給料額の100分の125を時間外勤務手当として支給する。

- 2 所定の勤務時間をこえて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間をこえた勤務の時間の合計時間が、1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間をこえて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第18条に規定する1時間当たりの給料額の100分の150を時間外勤務手当として支給する。
- 3 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇育児短時期勤務制度及び介護休暇等に関する規程に定める介護短時期勤務制度の適用を受けた短時間勤務の職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、第1項中「所定の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第18条に規定する1時間当たりの給料額の100分の125」とあるのは「100分の100」とする。
- 4 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の

適用については、第1項中「所定の勤務時間をこえて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する1時間当たりの給料額の100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第16条 休日に勤務を命ぜられた職員には、所定の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第18条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の135を休日勤務手当として支給する。ただし、他の日に休日を振替えた場合を除くものとする。

(夜間勤務手当)

第17条 所定の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員は、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給料額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

- 2 第15条、第16条及び第17条に係る勤務の命令は、出退勤管理システムにより行う。ただし、出退勤管理システムが使用できない場合は、時間外勤務等命令簿(第7号様式)により行うものとする。

(勤務1時間当たりの給料額の算出)

第18条 勤務1時間当たりの給料額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条 第7条第1項の規定に該当する職にある職員が、職務上、臨時又は緊急の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は勤務1回につき8,000円とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の額は、12,000円とする。

(手当の支給)

第20条 手当は、支給事由の生じた月の分を翌月の給与の支給日に支給する。ただし、管理職手当、扶養手当、住居手当、及び通勤手当については、支給事由の生じた月の給与の支給日に支給することができる。

(期末手当及び勤勉手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)に在職する職員で、次の各号に該当する者以外の職員に対し、基準日に属する月の末

日までに、基準日現在において職員が受けるべき期末手当基礎額（給料、及び扶養手当の合計額をいう。以下同じ。）に、別表第7の期末手当支給割合を乗じて得た額に、在職期間の区分に応じて定める別表第8の支給率を乗じて得た額を支給する。

(1) 無給休職中の者

(2) 就業規程第47条第3号の停職中の者

2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職員で、次の各号に該当するもの以外の者に対し、基準日に属する月の末日までに、基準日現在において職員が受けるべき勤勉手当基礎額（給料の月額をいう。）に、別表第9の勤勉手当支給割合を乗じて得た額に、勤務期間の区分に応じて定める別表第10の期間率を乗じて得た額を支給する。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該職員が基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に1.00を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

(1) 無給休職中の者

(2) 就業規程第47条第3号の停職中の者

3 第1項および第2項について、別表第7、別表第8に定める当該年度の支給割合は、理事会の承認を経て、理事長が定めるものとする。

4 別表第11に定める職にある職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、前項の規定にかかわらず、当該額に給料月額に同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額とする。

5 基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第1項及び第2項各号に掲げる者を除く。）についても期末手当及び勤勉手当を支給する。

6 第1項の在職期間は、職員として在職した期間とし、次の各号の期間は除算する。

(1) 就業規程第9条により休職となっていた期間は2分の1の期間

(2) 就業規程第47条第3号による停職期間

(3) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇（当該育児休暇の承認に係る期間が1箇月以下である職員を除く。）及び介護休暇等に関する規程に定める介護休暇をした期間は2分の1の期間

7 第2項の勤務期間は、職員として在職した期間とし、次の各号の期間は除算する。

(1) 就業規程第9条により休職となっていた期間

(2) 就業規程第47条第3号による停職期間

(3) 無給欠勤期間（7時間45分をもって1日に換算）

(4) 病気休暇から、就業規程第18条に規定する休日を除いた日が30日を超える場合は、勤務をしなかった全期間

(5) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇及び介護休暇等に関する規程に定める介護休暇の期間

(6) 育児休暇等に関する規程に定める育児休暇育児短時期勤務制度及び介護休暇等に関する規程に定める介護短時期勤務制度の適用を受けて、1日の勤務時間の

一部について勤務しなかった日が90日を超える場合は、その勤務しなかった期間（勤務しなかった時間数を7時間45分をもって1日に換算した日数）

(7) 定年前再任用短時間勤務職員が、1日の勤務時間の一部について勤務しなかった期間（勤務しなかった時間数を7時間45分をもって1日に換算した日数）

(不就業時間の給与)

第22条 就業規程第9条、第13条、第23条、第32条及び第43条の規定により就業しなかった場合の給与については次の各号による。

(1) 就業規程第9条に規定する休職の期間は、発令の日から3箇月までの間は給料月額額の100分の80を支給し、3箇月を超えて9箇月までの間は給料月額額の100分の60を支給する。

(2) 就業規程第23条第1項による休暇期間の給与は、同規程第44条の規定により支給する。ただし、災害認定日と災害補償に相当する給付が行われるまでの間は、給料月額を日割りで計算し支給する。

(3) 職員が勤務しないときは、職員就業規程により有給休暇が与えられた場合を除き、第18条に規定する勤務1時間当たりの給料額に、その勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給する。なお、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

(4) 就業規程第43条の規定により就業を禁止した期間の給与については、その都度決定する。

附 則

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

1 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第22条第1項の規定の適用については、同条別表第3中

6月	1.4	0.75	2.15	6月30日
----	-----	------	------	-------

を

6月	1.25	0.7	1.95	6月30日
----	------	-----	------	-------

とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別表第1の(1)の職員給料表及び改正後の別表第3の期末勤勉手当支給割合等により算定される額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成21年4月1日において、職員給料表において適用される職務の級及び号級が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員（以下、「減額改定対

象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の月額
の合計額に0.22/100を乗じて得た額に、平成21年4月から同年11月までの月数を
乗じて得た額

職務の級	号 級
1	1号級から13号級まで
2	1号級から5号級まで
3	1号級

(2) 平成21年6月1日において減額対象職員であった者に同月に支給された期末
手当及び勤勉手当の合計額に0.22/100を乗じて得た額

3 別表第3の改正(平成21年12月1日施行)のうち、6月支給の期末勤勉手当の支給
割合の改正については、平成22年4月1日から適用する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別表第1の(1)の職員給料表
及び改正後の別表第3の期末勤勉手当支給割合等により算定される額から次に掲げ
る額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成22年4月1日において、職員給料表において適用される職務の級及び号級
が次の表の職務の級欄及び号級欄に掲げる職員以外の職員(以下「平成22年減額
改定対象職員」という。)が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当の
月額の合計額に0.2/100を乗じて得た額に、平成22年4月から同年11月までの月
数を乗じて得た額

職務の級	号 級
1	1号級から13号級まで
2	1号級から15号級まで
3	1号級から11号級まで
4	1号級から7号級まで
5	1号級から5号級まで

(2) 平成22年6月1日において平成22年減額改定対象職員であった者に同月に支
給された期末手当及び勤勉手当の合計額に0.2/100を乗じて得た額

5 別表第3の改正(平成22年12月1日施行)のうち、6月支給の期末勤勉手当の支給
割合の改正については、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正後の規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の規程の施行日におけるその者が属する職務の級は、改正後の規程の施行日の前日においてその者が属していた職務の級とする。
- 3 この改正後の規程の施行日の前日において改正前の職料表の適用を受けていた職員
の施行日における改正後の給料表の適用を受ける場合の号給は、施行日の前日にお
いてその者が受けていた号給の給料月額に対応する号給とする。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成26年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後
の規定は平成27年1月1日から施行する。
- 2 平成26年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用につい
ては、同項中「0.75」とあるのは「0.825」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与
は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 1 この改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 切替日（平成27年4月1日）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員
で、その者受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる
ものには、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給
料として支給する。

附 則（平成28年2月5日施行）

- 1 この改正後の規程は、平成27年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正
後の規定は平成28年1月1日から適用する。
- 2 平成27年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用につ
いては、同項中「0.8」とあるのは「0.85」とする。

- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成 29 年 2 月 1 日施行）

- 1 この改正後の規程は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第8条の改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 平成28年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.85」とあるのは「0.9」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については12,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,000円（職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。） (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。） (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場を除く。）」とする。
- 5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に8,500円（職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち

1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については8,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」とする。

- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という)については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という)について7,500円、第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という)については1人に9,500円(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については7,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」とする。

- 1 この改正後の規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月20日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成29年4月1日から適用する。ただし、別表第6の改正後の規定は、平成31年2月1日から適用する。
- 2 平成29年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条第2項の規定の適用については、同項中「0.90」とあるのは「0.95」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については12,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場を除く。）」とする。

附 則（平成31年1月20日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成30年4月1日から適用する。ただし、別表第7の改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については9,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき9,000円（職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については8,000円）」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときはその旨を含む。）」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。）（3）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）（4）扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」とする。

附 則（平成31年4月1日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日改正）

- 1 この改正後の規程は、平成31年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。
- 3 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、第8条第3項、第5項並びに第6項の規定の適用については、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）について7,500円、第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人に9,800円（職員に配偶者

がない場合にあつてはそのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については7,000円)」と、同条第5項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときはその旨を含む。)」と、同項中「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは「(2)扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族を欠くに至った場合を除く。)(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場を除く。)」とする。

附 則(令和2年4月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年2月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和2年11月30日から施行する。

附 則(令和4年2月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和4年1月1日から施行する。

附 則(令和4年12月20日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 令和4年12月に支給される勤勉手当の改正後の第21条2項の規定の運用については、同項中「1.00」とあるのは、「1.05」とする。
- 3 改正後の規定を適用する場合においては、改正前の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。

附 則(令和5年4月1日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後に適用される給料表の給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100

円に切り上げるものとする。) とする。

- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程第 38 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員 (同条例第 37 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
 - (2) 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団職員就業規程第 42 条第 1 項から第 4 項の規定により同条第 1 項に規定する異動期間 (同項又は同条第 2 項の規定により延長された期間を含む。) を延長された同条例第 39 条に掲げる職を占める職員
- 4 暫定再任用職員の給料月額を、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後に適用される給料表の給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。) とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以後に適用される給料表の給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額 (当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。) に、職員就業規定第 17 条第 4 項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を職員就業規定第 17 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 当分の間、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして第 21 条第 7 項の規定を適用する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日改正)

- 1 この改正後の規程は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1（第3条関係） 事務職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	147,100	195,400	228,700	259,400	284,300
2	148,100	197,100	230,200	261,200	286,200
3	149,200	198,800	231,600	262,900	287,900
4	150,300	200,500	233,000	264,800	289,500
5	151,200	202,100	234,100	266,600	291,300
6	152,600	203,800	235,500	268,600	293,500
7	153,800	205,500	236,900	270,400	295,500
8	155,000	207,200	238,200	272,200	297,700
9	156,200	208,600	239,600	274,000	299,700
10	157,600	210,300	240,700	275,700	301,700
11	159,000	211,900	242,000	277,100	303,800
12	160,600	213,700	243,100	278,400	305,800
13	161,600	215,200	244,300	280,200	307,600
14	162,900	216,800	245,700	282,100	309,500
15	164,300	218,300	247,000	284,100	311,400
16	165,600	219,700	248,400	286,000	313,300
17	166,800	221,000	249,900	287,800	314,900
18	169,200	222,500	251,600	289,800	316,900
19	171,600	224,000	253,100	291,700	318,800
20	173,900	225,400	254,600	293,600	320,800
21	176,200	226,400	256,300	295,300	322,100
22	177,800	227,800	258,000	297,300	324,000
23	179,400	229,000	259,600	299,200	325,800
24	181,000	230,200	261,300	301,100	327,700
25	182,400	231,300	262,800	302,700	329,200
26	184,000	232,300	264,400	304,600	331,000

27	185,700	233,200	266,100	306,600	332,800
28	187,300	234,200	267,500	308,600	334,500
29	188,900	235,200	268,800	309,700	336,300
30	190,200	236,100	270,400	311,600	338,000
31	191,600	236,900	271,900	313,400	339,700
32	193,000	237,900	273,500	315,400	341,300
33	194,300	238,700	275,000	317,200	342,700
34	195,500	240,000	276,600	319,000	343,900
35	196,700	241,100	278,400	320,900	345,200
36	197,900	242,300	280,100	322,700	346,600
37	199,100	243,600	281,500	324,500	347,800
38	200,400	244,900	283,100	326,300	348,700
39	201,600	246,100	284,500	328,100	349,700
40	202,800	247,200	286,000	329,900	350,700
41	203,900	248,200	287,600	331,400	351,500
42	205,100	249,400	289,200	332,700	352,400
43	206,300	250,600	290,700	334,100	353,200
44	207,600	251,700	292,300	335,500	354,100
45	208,600	252,700	293,200	337,100	354,900
46	209,700	253,700	294,600	337,800	355,700
47	210,600	254,800	296,000	339,000	356,400
48	211,600	255,800	297,500	339,900	357,200
49	212,500	256,800	299,100	340,800	357,900
50	213,400	257,700	300,600	341,800	358,500
51	214,200	258,800	302,100	342,700	359,200
52	215,100	259,800	303,500	343,700	359,900
53	215,400	260,700	305,000	344,600	360,300
54	216,100	261,600	306,100	345,200	360,900
55	216,800	262,500	307,200	345,900	361,500
56	217,500	263,500	308,400	346,600	362,100
57	218,100	264,600	309,000	346,900	362,500

58	218,900	265,500	309,900	347,500	363,200
59	219,500	266,400	310,700	348,200	363,800
60	220,100	267,300	311,400	348,800	364,300
61	220,700	267,900	312,300	349,100	364,700
62	221,300	268,800	312,600	349,800	365,300
63	221,800	269,400	313,300	350,500	365,800
64	222,500	270,300	314,100	351,100	366,400
65	223,200	271,200	314,800	351,400	366,800
66	223,700	272,000	315,500	352,000	367,300
67	224,200	272,700	316,200	352,600	367,700
68	224,900	273,500	316,800	353,200	368,300
69	225,500	274,300	317,300	353,500	368,600
70	226,100	274,700	317,900	354,100	369,000
71	226,700	275,100	318,300	354,700	369,400
72	227,100	275,600	318,900	355,300	369,700
73	227,700	275,800	319,200	355,700	370,000
74	228,400	276,100	319,700	356,200	370,300
75	229,000	276,300	320,100	356,700	370,600
76	229,500	276,600	320,500	357,200	370,900
77	230,000	276,800	320,900	357,700	371,100
78	230,600	277,000	321,400	358,200	371,400
79	231,100	277,400	321,900	358,700	371,600
80	231,600	277,700	322,300	359,000	371,800
81	232,100	278,000	322,600	359,400	372,000
82	232,700	278,300	323,000	359,900	372,300
83	233,200	278,500	323,500	360,200	372,600
84	233,700	278,900	323,900	360,600	372,800
85	234,200	279,200	324,100	361,000	373,000
86	234,700	279,600	324,500	361,500	373,300
87	234,900	279,900	325,000	361,900	373,500
88	235,300	280,300	325,400	362,200	373,700

89	235,600	280,400	325,600	362,500	373,900
90		280,600	325,900		
91		280,900	326,400		
92		281,300	326,800		
93		281,500	327,000		
94		281,800	327,500		
95		282,200	327,800		
96		282,500	328,100		
97		282,700	328,400		
98		283,000	328,800		
99		283,400	329,200		
100		283,700	329,600		
101		283,900	330,000		
102		284,100	330,400		
103		284,500	330,800		
104		284,800	331,200		
105		285,000	331,600		
106		285,400	332,000		
107		285,800	332,300		
108		286,000	332,600		
109		286,200	333,100		
110		286,400			
111		286,700			
112		287,100			
113		287,300			
114		287,500			
115		287,800			
116		288,000			
117		288,400			

別表第2（第3条関係） 学芸員給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	150,300	198,800	234,800	266,400	291,200	319,700
2	151,400	200,600	236,400	268,100	293,400	321,900
3	152,600	202,400	237,900	269,600	295,500	324,200
4	153,700	204,200	239,400	271,400	297,500	326,400
5	154,800	205,700	240,700	273,100	299,300	328,600
6	155,900	207,500	242,300	274,900	301,300	330,600
7	157,100	209,300	243,800	276,700	303,100	332,800
8	158,200	211,100	245,300	278,700	304,700	335,000
9	159,200	212,700	246,400	280,600	306,600	336,900
10	160,600	214,500	247,900	282,700	308,900	339,100
11	161,900	216,300	249,400	284,600	311,100	341,100
12	163,200	218,100	250,700	286,500	313,400	343,300
13	164,400	219,600	252,200	288,400	315,500	345,200
14	165,900	221,400	253,400	290,200	317,600	347,200
15	167,400	223,100	254,700	291,700	319,800	349,200
16	169,000	224,900	255,900	293,100	321,900	351,200
17	170,100	226,500	257,200	294,900	323,800	352,900
18	171,500	228,200	258,600	296,900	325,800	354,900
19	172,900	229,800	260,000	299,000	327,800	356,700
20	174,300	231,300	261,500	301,000	329,800	358,600
21	175,600	232,600	263,100	302,900	331,500	360,500
22	178,100	234,200	264,800	305,000	333,600	362,400
23	180,600	235,800	266,400	307,000	335,600	364,400
24	183,100	237,300	268,000	309,100	337,700	366,300
25	185,500	238,300	269,800	310,800	339,100	368,300
26	187,200	239,800	271,600	312,900	341,000	370,200
27	188,800	241,100	273,300	314,900	342,900	372,200

28	190,500	242,300	275,000	316,900	344,900	374,200
29	192,000	243,500	276,600	318,600	346,500	375,700
30	193,700	244,500	278,300	320,600	348,400	377,500
31	195,500	245,500	280,100	322,700	350,300	379,300
32	197,200	246,500	281,600	324,800	352,100	380,900
33	198,800	247,600	282,900	326,000	354,000	382,700
34	200,200	248,500	284,600	328,000	355,800	384,100
35	201,700	249,400	286,200	329,900	357,600	385,600
36	203,200	250,400	287,900	332,000	359,300	387,200
37	204,500	251,300	289,500	333,900	360,700	388,600
38	205,800	252,600	291,200	335,800	362,000	389,800
39	207,000	253,800	293,000	337,800	363,400	391,000
40	208,300	255,100	294,800	339,700	364,800	392,100
41	209,600	256,400	296,300	341,600	366,100	393,200
42	210,900	257,800	298,000	343,500	367,000	394,400
43	212,200	259,000	299,500	345,400	368,100	395,600
44	213,500	260,200	301,100	347,300	369,200	396,700
45	214,600	261,300	302,700	348,800	370,000	397,400
46	215,900	262,500	304,400	350,200	370,900	398,100
47	217,200	263,800	306,000	351,700	371,800	398,800
48	218,500	264,900	307,700	353,200	372,700	399,500
49	219,600	266,000	308,600	354,800	373,600	400,100
50	220,700	267,000	310,100	355,600	374,400	400,700
51	221,700	268,200	311,600	356,800	375,200	401,200
52	222,700	269,300	313,200	357,800	376,000	401,600
53	223,700	270,300	314,800	358,700	376,700	402,000
54	224,600	271,300	316,400	359,800	377,400	402,300
55	225,500	272,400	318,000	360,700	378,100	402,600
56	226,400	273,500	319,500	361,800	378,800	402,900
57	226,700	274,400	321,000	362,700	379,300	403,200
58	227,500	275,400	322,200	363,400	379,900	403,500

59	228,200	276,300	323,400	364,100	380,500	403,800
60	228,900	277,400	324,600	364,800	381,200	404,100
61	229,600	278,500	325,300	365,200	381,600	404,400
62	230,400	279,500	326,200	365,800	382,300	404,700
63	231,100	280,400	327,000	366,500	382,900	405,000
64	231,700	281,400	327,800	367,200	383,500	405,300
65	232,300	282,000	328,700	367,500	383,900	405,600
66	232,900	282,900	329,100	368,200	384,500	405,900
67	233,500	283,600	329,800	368,900	385,100	406,200
68	234,200	284,500	330,600	369,600	385,700	406,500
69	234,900	285,500	331,400	369,900	386,100	406,700
70	235,500	286,300	332,100	370,500	386,600	407,100
71	236,000	287,100	332,800	371,200	387,100	407,400
72	236,700	287,900	333,500	371,800	387,700	407,700
73	237,400	288,700	334,000	372,100	388,000	407,900
74	238,000	289,200	334,600	372,700	388,400	408,200
75	238,600	289,600	335,100	373,400	388,800	408,500
76	239,100	290,100	335,700	374,000	389,200	408,700
77	239,700	290,300	336,000	374,400	389,500	408,900
78	240,400	290,600	336,500	374,900	389,800	409,200
79	241,100	290,800	336,900	375,500	390,100	409,500
80	241,600	291,200	337,400	376,000	390,400	409,700
81	242,100	291,400	337,800	376,500	390,600	409,900
82	242,700	291,600	338,300	377,100	390,900	410,200
83	243,300	292,000	338,800	377,600	391,200	410,500
84	243,800	292,300	339,300	377,900	391,400	410,700
85	244,300	292,600	339,600	378,300	391,600	410,900
86	244,900	292,900	340,000	378,800	391,900	
87	245,500	293,200	340,500	379,200	392,200	
88	246,000	293,600	340,900	379,600	392,400	
89	246,500	293,900	341,200	380,000	392,600	

90	247, 000	294, 300	341, 600	380, 500	392, 900	
91	247, 300	294, 600	342, 100	380, 900	393, 200	
92	247, 700	295, 000	342, 500	381, 300	393, 400	
93	248, 000	295, 200	342, 700	381, 600	393, 600	
94		295, 400	343, 100	382, 100	393, 900	
95		295, 700	343, 600	382, 500	394, 200	
96		296, 100	344, 000	382, 900	394, 400	
97		296, 300	344, 200	383, 200	394, 600	
98		296, 600	344, 700	383, 700		
99		297, 000	345, 100	384, 100		
100		297, 400	345, 400	384, 500		
101		297, 600	345, 700	384, 800		
102		297, 900	346, 100			
103		298, 300	346, 500			
104		298, 600	346, 900			
105		298, 800	347, 400			
106		299, 100	347, 800			
107		299, 500	348, 200			
108		299, 800	348, 600			
109		300, 000	349, 100			
110		300, 400	349, 500			
111		300, 800	349, 800			
112		301, 100	350, 100			
113		301, 300	350, 600			
114		301, 500				
115		301, 800				
116		302, 200				
117		302, 400				
118		302, 600				
119		302, 900				
120		303, 200				

121		303,600				
122		303,800				
123		304,100				
124		304,400				
125		304,700				

別表第3（第3条関係） 級別職務表

イ 事務職員給料表級別職務表

級	職務の内容
1級	主任及び主事の職務
2級	副課長、課長代理及び主査の職務
3級	課長、室長、副課長(総括)の職務
4級	理事長が別に定める
5級	理事長が別に定める

ロ 学芸員給料表級別職務表

級	職務の内容
1級	学芸員の職務
2級	理事長が別に定める
3級	理事長が別に定める
4級	理事長が別に定める
5級	理事長が別に定める

別表第4（第4条関係） 初任給基準表

イ 事務職員給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1級21号給
短大卒	1級9号給
高校卒	1級5号給
その他	1級1号給

ロ 学芸員給料表初任給基準表

学歴免許等	初任給
大学卒	1級29号給
短大卒	1級13号給

別表第5（第11条関係）住居手当

支給要件等	手当額等
月額23,000円未満の家賃を支払っている者	家賃の月額から12,000円を控除した額
月額23,000円以上の家賃を支払っている者	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額。 ただし、27,000円を限度とする。
自宅で世帯主である者	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月1日～平成26年3月31日：2,000円 ・平成26年4月1日～平成27年3月31日：1,000円 ・平成27年4月1日～：0円

別表第6（第13条関係）通勤手当

区分	片道の通勤距離	手当額等
交通機関等利用者		<p>交通費の最低実費が19,900円までの場合はその実費。</p> <p>19,900円を超える場合は、19,900円と19,900円を超える金額の2分の1の金額の合計額とし、合計額が29,850円を超えるときは29,850円を限度とする。</p>
交通用具使用者 (自動車・単車等)	2 km以上 4 km未満	2,400円
	4 km以上 7 km未満	4,400円
	7 km以上 10 km未満	6,900円
	10 km以上 15 km未満	9,600円
	15 km以上 20 km未満	13,000円
	20 km以上 25 km未満	16,300円
	25 km以上	19,900円
自転車使用者	2 km以上 4 km未満	2,400円
	4 km以上 7 km未満	4,400円
	7 km以上	6,900円

別表第7（第21条関係） 期末手当支給割合

支給期	支給割合
6月	1.200月
12月	1.200月

別表第8（第21条関係） 期末手当支給率

在職期間	支給率
6箇月	100/100
5箇月以上6箇月未満	95/100
3箇月以上5箇月未満	90/100
3箇月未満	80/100

別表第9（第21条関係） 勤勉手当支給割合

支給期	支給割合
6月	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に基づき、2.00以下の範囲で理事長が定める割合
12月	基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に基づき、2.00以下の範囲で理事長が定める割合

別表第10（第21条関係） 勤勉手当期間率

勤務期間	期間率
6箇月	100/100
5箇月15日以上6箇月未満	95/100
5箇月以上5箇月15日未満	90/100
4箇月15日以上5箇月未満	80/100
4箇月以上4箇月15日未満	70/100
3箇月15日以上4箇月未満	60/100
3箇月以上3箇月15日未満	50/100
2箇月15日以上3箇月未満	40/100
2箇月以上2箇月15日未満	30/100
1箇月15日以上2箇月未満	20/100
1箇月以上1箇月15日未満	15/100
15日以上1箇月未満	10/100
15日未満	5/100

別表第11（第21条関係）役職加算措置の加算率表

職	加算割合
管理監	10／100
課長、室長、副課長(総括)、副課長、課長代理	5／100

加算額＝給料×加算割合